

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

長崎県	
市区町村数	21

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内の連絡会議	の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
							12	16	5		21						
42	201	長崎市	人権男女共同参画室	1	1	1	1	長崎市男女共同参画推進条例	2002年9月25日	2002年10月1日		第3次長崎市男女共同参画計画	2022年04月1日	~	2030年03月31日	1	1
42	202	佐世保市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例	2006年3月2日	2006年3月2日		第4次佐世保市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
42	203	島原市	市民協働課	1	2	1	1				4	第4次島原市男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
42	204	諫早市	人権・男女参画課	1	1	1	1	諫早市男女共同参画推進条例	2013年6月28日	2013年7月1日		第3次諫早市男女共同参画計画	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
42	205	大村市	男女いきいき推進課	1	1	1	1				4	第5期おおむら男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
42	207	平戸市	企画課	1	2	2	1				4	平戸市男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
42	208	松浦市	総務課	1	2	2	1				4	第3次松浦市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
42	209	対馬市	総務課	1	2	2	1				4	第4次対馬市男女共同参画計画	2022年3月	~	2027年2月	1	1
42	210	壱岐市	企画市民協働班	1	2	2	1	壱岐市男女共同参画推進本部設置要綱	2008年6月30日	2015年4月1日		第2次壱岐市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
42	211	五島市	市民生活部市民課	1	2	1	1				4	第4次五島市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	2	1
42	212	西海市	市民課	1	2	1	1				4	第2次西海市男女共同参画基本計画	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
42	213	雲仙市	地域づくり推進課	1	2	1	1	雲仙市男女共同参画推進条例	2021年12月27日	2021年12月27日		第4次雲仙市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
42	214	南島原市	市民生活部市民課	1	2	1	1				4	第4次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1
42	307	長与町	政策企画課	1	2	1	1				4	長与町第4次男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
42	308	時津町	政策財務課	1	2	1	1				4	第3次時津町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
42	321	東彼杵町	総務課	1	2	2	2				4	東彼杵町男女共同参画計画	2021/4/1	~	2030/3/31	1	1
42	322	川棚町	総務課	1	2	2	2				4	川棚町男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
42	323	波佐見町	企画情報課	1	2	2	2				4	第3次波佐見町男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
42	383	小値賀町	未来創造課	1	2	2	2				4	小値賀町男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2028年3月31日	2	1
42	391	佐々町	総務課	1	2	1	1				4	第3次佐々町男女共同参画計画	2022年度	~	2026年度	1	1
42	411	新上五島町	総務課	1	2	2	2				4	第4次新上五島町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2028年4月	1	1

都道府県コード	市区町村名	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)													
			担当課(室)名	所属事務所掌			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無									
				の有無	の有無	の有無	の有無	の有無			の有無	の有無	の有無	の有無	の有無	の有無								

〈選択肢回答〉

所属	庁内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目途に ¹ 一体 2 2026年度以降の制定を目途に検討中 3 その他 4 検討していない	1 一体 2 一体でない	2 策定予定無
事務所掌	諮詢機関		計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有		1 単独計画として策定	
2 1ではない	2 無		2 総合計画の一部として策定	

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

長崎県

都道府県コード	市区町村名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体							
			問6-1			問6-4 所在地等						問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	施設管理	事業運営	施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他			
		5										0	5	4	1	1	4	1	0
42	201	長崎市	長崎市男女共同参画推進センター	アマランス	850-0874	長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階	095-826-0018	095-826-2244	https://ngs-shiminkaikan.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進センター	スピカ	857-0863	長崎県佐世保市三浦町2番3号 アルカスSASEBO2階	0956-23-3828	0956-23-3880	https://www.city.sasebo.lg.jp/simins_eikatu/jinken/spica.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
42	203	島原市																	
42	204	諫早市	諫早市男女共同参画推進センター	ひと・ひと	854-0016	長崎県諫早市高城町5-25 高城会館2階	0957-24-1580	0957-22-9145	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/40/1716.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
42	205	大村市	大村市男女共同参画推進センター	ハート・パル	856-0832	長崎県大村市本町458番地2 プラットおおむら4階	0957-54-8715	0957-54-8700	https://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html	<input type="radio"/>									
42	207	平戸市																	
42	208	松浦市																	
42	209	対馬市																	
42	210	壱岐市																	
42	211	五島市																	
42	212	西海市																	
42	213	雲仙市	雲仙市男女共同参画センター		859-1107	長崎県雲仙市吾妻町牛口名714	0957-47-7805	0957-38-2755	https://www.city.unzen.nagasaki.jp/list00843.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>						
42	214	南島原市																	
42	307	長与町																	
42	308	時津町																	
42	321	東彼杵町																	
42	322	川棚町																	
42	323	波佐見町																	
42	383	小值賀町																	
42	391	佐々町																	
42	411	新上五島町																	

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

長崎県

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

長崎県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			4			13	0	0.0	18	1	5.6	8	0	0.0	8	0	0.0	4,265	265	6.2
42	201	長崎市	1999年9月6日	ながさき男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							950	100	10.5
42	202	佐世保市	2001年10月2日	男女共同参画都市させぼ宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							609	43	7.1
42	203	島原市				1	0	0.0	1	0	0.0							223	2	0.9
42	204	諫早市				1	0	0.0	2	1	50.0							226	5	2.2
42	205	大村市				1	0	0.0	2	0	0.0							168	11	6.5
42	207	平戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	1	0.6
42	208	松浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	6	4.2
42	209	対馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							181	9	5.0
42	210	壱岐市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	4	1.7
42	211	五島市				1	0	0.0	1	0	0.0							227	9	4.0
42	212	西海市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	1	1.2
42	213	雲仙市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	2	0.8
42	214	南島原市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	11	2.6
42	307	長与町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	4	7.7
42	308	時津町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
42	321	東彼杵町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
42	322	川棚町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	4	11.1
42	323	波佐見町	2006年6月1日	男女共同参画のまち宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
42	383	小值賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
42	391	佐々町	2020年2月13日	ながさき結婚・子育て応援宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	32	5	15.6
42	411	新上五島町										1	0	0.0	1	0	0.0	158	46	29.1

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

長崎県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード						
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード										
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
					813	651	11,281	2,971	26.3	697	604	9,698	2,452	25.3	103	60	689	111	16.1	644	64	9.9	618	60	9.7									
					小計					694	601	9,555	2,418	25.3	102	60	687	111	16.2															
42 201	長崎市	40.0			122	99	1,614	370	22.9	111	91	1,614	370	22.9	6	2	65	5	7.7	54	9	16.7	55	9	16.4	1		1		1				
42 202	佐世保市	40.0	2028年3月		84	76	1,209	343	28.4	82	74	1,130	322	28.5	6	4	36	5	13.9	50	4	8.0	51	4	7.8	1		1		1				
42 203	島原市	40.0	2030年3月		37	27	532	91	17.1	14	27	21	309	54	17.5	5	4	33	7	21.2	31	1	3.2	32	1	3.1	1		2	2025年10月1日	1			
42 204	諫早市	40.0	2028年3月		28	26	411	137	33.3	21	20	342	114	33.3	6	6	37	8	21.6	37	5	13.5	38	5	13.2	1		1		1				
42 205	大村市	40.0	2027年3月		48	41	647	157	24.3	42	38	592	149	25.2	6	3	56	8	14.3	41	8	19.5	42	8	19.0	1		1		1				
42 207	平戸市	35.0	2027年3月		46	36	649	126	19.4	46	36	649	126	19.4	6	3	37	4	10.8	36	2	5.6	37	2	5.4	1		1		1				
42 208	松浦市	30.0	2027年3月		59	45	814	186	22.9	15	13	216	48	22.2	6	3	38	7	18.4	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1				
42 209	対馬市	30.0	2027年3月		30	25	491	139	28.3	25	23	460	135	29.3	5	2	31	4	12.9	33	1	3.0	34	1	2.9	1		1		1				
42 210	壱岐市	30.0	2027年3月		85	49	949	247	26.0	0	0	0	0	0.0						4	2	50.0	5	2	40.0	1		1						
42 211	五島市	25.0	2027年3月		55	35	810	216	26.7	46	44	741	192	25.9	6	5	51	6	11.8	37	2	5.4	38	2	5.3	1		1		1				
42 212	西海市	30.0	2028年3月		35	26	525	93	17.7	35	26	525	93	17.7	5	3	35	5	14.3	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1		1				
42 213	雲仙市	32.0	2028年3月		33	28	430	104	24.2	33	28	430	104	24.2	5	3	31	4	12.9	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1		1				
42 214	南島原市		2027年3月	目標値:33.3%	40	36	535	142	26.5	32	28	423	109	25.8	5	2	32	4	12.5	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1				
42 307	長与町		2028年3月までに40%以上60%以下		55	49	625	231	37.0	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5、202条の3)	50	46	601	223	37.1	5	3	25	8	32.0	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1		1			
42 308	時津町				0	0	0	0		32	29	366	118	32.2	5	3	24	5	20.8	19	6	31.6	20	6	30.0	1		1		1				
42 321	東彼杵町				0	0	0	0		12	10	138	35	25.4	5	3	27	6	22.2	22	3	13.6	0	0	0.0	1		1		1				
42 322	川棚町				0	0	0	0		8	7	102	16	15.7	5	3	32	6	18.8	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1				
42 323	波佐見町				0	0	0	0		7	4	61	11	18.0	0	0	0	0	0.0	23	1	4.3	0	0	0.0	1		1		1				
42 383	小値賀町				0	0	0	0		9	7	84	21	25.0	5	2	27	5	18.5	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1				
42 391	佐々町				0	0	0	0		24	22	214	66	30.8	5	4	25	6	24.0	13	2	15.4	14	2	14.3	1		1		1				
42 411	新上五島町	40.0	2028年4月		56	53	1,040	389	37.4	37	34	558	112	20.1	5	2	45	8	17.8	33	1	3.0	34	1	2.9	1		1						

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

長崎県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
	長崎市								3	3	143	34	23.8		1	0	2	0	0.0									
	佐世保市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	島原市								2	2	79	21	26.6		0	0	0	0	0.0									
	諫早市								1	1	64	13	20.3		1	0	2	0	0.0									
	大村市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	平戸市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	松浦市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	対馬市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	壱岐市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	五島市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	西海市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	雲仙市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	南島原市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	長与町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	時津町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	東彼杵町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	川棚町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	波佐見町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	小値賀町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	佐々町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	新上五島町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

長崎

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

長崎県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市・区・町・村・議会の議員の両立支援体制に関する調査																
道府県	市区町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 職員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間は、次のようなどれか。	問12-3 問12-1で2を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間は、次のようなどれか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
ココロ	ココロ	ドド	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も明記したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めっていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
42 201	長崎市	1	長崎市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認等)	第3条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により申請があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	1の合計	19	0	19	0	19	19	19	19	18	19	14
42 202	佐世保市	1	佐世保市職員の旧姓使用に関する要綱	第2条 職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。 (1)税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (2)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (3)その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合	2の合計	1	17	0	19	1	1	1	1	1	1	1
42 203	島原市	3			3の合計	0	2		0	0	0	0	0	0	0	0
42 204	諫早市	1	諫早市職員の旧姓使用に関する規程	第3条 旧姓使用職員は、次に掲げる場合を除き、旧姓を使用することができる。 (1)公権力の行使に関わる場合 (2)税務署、共済組合、年金事務所及び金融機関等の外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3)その他職務遂行上又は事務処理上、特に支障がある場合	4の合計	0	0		2	1	1	1	1	1	1	1
42 205	大村市	1	大村市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用)	第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令、条例等の規定に反するおそれがないかつ、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	長崎市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
42 207	平戸市	1	平戸市職員旧姓使用取扱要綱 (承認)	第2条 任命権者は、旧姓を使用することにより、誤解や混乱が生じないと判断できる場合においては、これを承認するものとする。	島原市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
42 208	松浦市	2			諫早市議会	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1
42 209	対馬市	4			大村市議会	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1
					平戸市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
					松浦市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
					長崎県松浦市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
					対馬市議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取扱する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうらどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、取扱する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうらどれか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休眠期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
ココド	名前	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も明記したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はなく、運 用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去 に使用した事例も明記したこと もない。	1. 労働基準法 65条の産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法 65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法 65条の産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
42210	岐阜市															
42211	五島市	4	五島市議会	1	2	1	五島市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
42212	西海市	1	西海市議会	1	2	1	西海市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
42213	雲仙市	4	雲仙市議会	1	2	1	雲仙市議会会議規則 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2.委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
42214	南島原市	4	南島原市議会	1	2	1	南島原市議会会議規則 第1章 会議 第2節 総則 (欠席の届出) 第63条 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第2節 総則 (欠席の届出) 第63条 2.委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
42307	長与町	2	長与町議会	1	2	1	長与町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうらどれか。	問12-3 問12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間は、次のうらどれか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
コドド	名	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も明記したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も明記したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 病気 その他
42308	時津町	1	時津町職員の服務に関する訓令 (職員の旧姓使用) 第5条 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といいう。)を次に掲げる文書等において使用するときは、速やかに、改正前後の氏を証する書面を添えて、その旨を申し出なければならない。 (1) 職場での呼称 (2) 身分証明書 (3) 職員録 (4) 出勤簿 (5) 人事異動通知書 (6) その他のこの訓令に基づき職員が提出する身分及び服務上の願、届出等 2 職員は、旧姓の使用を希望する場合は、旧姓使用申出書(様式第2号)を提出しなければならない。 3 町長は、前項の申出を受けた場合において、申出者の旧姓と相違ないことを確認した後、旧姓使用通知書(様式第2号の2)により、速やかに、申出者に通知するものとする。 4 旧姓の使用を行っている職員が、その使用を中止したい場合は、旧姓使用中止届(様式第3号)を提出しなければならない。 5 総務課長は、職員の旧姓の使用における旧姓使用申出年月日、旧姓使用開始年月日、使用する旧姓及び旧姓使用中止年月日等必要事項について、人事記録の備考欄に記載しなければならない。	時津町議会	1	2	1	時津町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1
42321	東彼杵町	2		長崎県東彼杵町議会	1	2	1	東彼杵町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1
42322	川棚町	4		川棚町議会	1	2	1	川棚町議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1
42323	波佐見町	2			2				2 2 2 2 2 1	
42383	小值賀町	4			1	2	1	小值賀町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1
42391	佐々町	2		佐々町議会	1	2	1	佐々町議会会議規則第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで	2	1 1 1 1 1 2
42411	新上五島町	2		新上五島町議会	1	2	1	新上五島町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 4 1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

長崎県

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地 域 防 灾 計 画 や 避 難 所 運 営 に 關 す る 指 針 (手 引 キ・ガ イ ド ラ イ ン を 含 む) に お け る 具 体 的 な 役 割			災 害 対 策 本 部 へ の 女 性 の 配 置 状 況		
道 府 市	区 市	問 12-8	問 12-9	問 12-10	問 12-11	問 12-12	問 12-13	問 12-14	問 12-15	問 12-16	問 12-17	問 12-18	問 13	問 13-1	問 14	問 15				
県 府 市	村 町	議 事 場 に お け る 保 育 施 設 が 議 会 に 設 備 さ れ て い る か。	議 事 場 に お け る 保 育 施 設 が 議 会 に 設 備 さ れ て い る か。	議 事 場 に お け る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る 取 組 み は、次 の う ち ど れ か。	問 12-10 で 1. を 選 撇 し た 場 合、該 当 部 分 の 条 文 (本文) を 記 入 し て く だ さ い。	問 12-11 で 1. を 選 撇 し た 場 合、該 当 部 分 の 条 文 (本文) を 記 入 し て く だ さ い。	ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る 議 員 向 け 研 究 を 行 っ て い ま す か。	ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る 議 員 向 け 研 究 を 行 っ て い ま す か。	当 議 会 に お け る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る 議 員 向 け 研 究 (ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る メ い が) を 行 っ て い ま す か。	当 議 会 に お け る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る 議 員 向 け 研 究 (ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る メ い が) を 行 っ て い ま す か。	該 会 に お いて、通 称 い ふ は 旧 姓 の 使 用 を 認 め て い ま す か。	該 会 に お いて、通 称 い ふ は 旧 姓 の 使 用 を 認 め て い ま す か。	政 治 分 野 の 男 性 共 同 参 画 に お け る 女 性 参 画 を 推 勉 す る た め に 実 施 し て い る こ と が あ れ ば ご 記 入 く だ さ い。	問 13 で 1. を 選 撇 し た 場 合、該 当 部 分 の 規 定 を 記 入 し て く だ さ い。	本 部 負 責 本 長 を 含 む (人)	う ら 女 性 (人)	女 性 比 例 (%)	内 地 に 対 す る 男 性 か 同 棚 の 妻 か か ら の 防 灾・復 建 を テ ーマ に し た 研 修 の 実 施 状 況		
コ ト	村 町	1. 人 員 及 び 場 所 の 設 備 ま た は 提 供 が さ れ て い る こ と の も の も 含 む) 2. 保 育 に 必 要 な 場 所 の 設 備 ま た は 提 供 が さ れ て い る こ と の も の も 含 む) 3. 設 備 ま た は 提 供 す る 予 定 で あ る 4. な し	1. 専 用 の 場 所 が 設 備 さ れ て い る。(常設) 2. 保 育 に 必 要 な 場 所 の 設 備 ま た は 提 供 が さ れ て い る。(臨 時 の も の も 含 む) 3. 設 備 ま た は 提 供 す る 予 定 で あ る 4. な し	1. 行 っ て い る。 2. 行 っ て い な い。 3. 今 後、行 う 予 定 で あ る。 4. な し	1. 行 っ て い る。 2. 行 っ て い な い。 3. 今 後、行 う 予 定 で あ る。 4. な し	規 定 ラ ン ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る 議 員 向 け 研 究 を 設 置 す る た め に 關 す る 1. そ の 他	規 定 ラ ン ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 關 す る 議 員 向 け 研 究 を 設 置 す る た め に 關 す る 1. そ の 他	そ の 他 内 容	1. 行 っ て い る。 2. 行 っ て い な い。 3. 今 後、行 う 予 定 で あ る。 4. な し	1. 行 っ て い る。 2. 行 っ て い な い。 3. 今 後、行 う 予 定 で あ る。 4. な し	1. 行 っ て い る。 2. 行 っ て い な い。 3. 今 後、行 う 予 定 で あ る。 4. な し	1. 明 記 し た 規 定 が あ り、認 め て い る。 2. 明 記 し た 規 定 は あ り、取り組 ま ず い。 3. 明 記 し た 規 定 が な く、運 用 上 も 認 め て い な い。 4. 明 記 し た 規 定 が な く、過 去 に 使 用 し た 事 例 も 判 断 し た こ と も な い。	1. 位 置 づ け ら た 規 定 が あ る。 2. 位 置 づ け ら て い な い。 3. そ の 他 (不明)							
42 213	霞 仙 市	4	4	3			3		3	4					39	2	5.1	○		
42 214	南 島 原 市	4	4	1	1		3		3	2					33	3	9.1			
42 307	長 与 町	4	2	1	1		1	1	3	4					14	2	14.3			
42 308	時 津 町	4	2	3			3		3	4					27	6	22.2			
42 321	東 彼 杵 町	4	4	3			1	3	3	4					17	2	11.8			
42 322	川 柳 町	4	2	2			2	2	2	2					39	7	17.9			
42 323	波 佐 見 町	4	2	2			2	3	2	2					2	0	0.0			
42 383	小 値 貴 町	4	4	2			2	2	1	4					16	0	0.0	○		
42 391	佐 々 町	4	2	3			3		3	4					9	2	22.2			
42 411	新 上 五 島 町	4	4	3			3		3	4					17	2	11.8			